
- 1 -

に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料表）

第3条 フルタイム会計年度任用職員に適用される給料表は、別表第1のフルタイム会計年度任用職員給料表に定めるとおりとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法について準用する。この場合において、第8条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級の分類及び決定）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを第3条のフルタイム会計年度任用職員給料表に定める職務の級に分類するものとする。

2 前項の規定により分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2の職務の級別標準職務表に定めるとおりとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の職務の級別標準職務表に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給の決定）

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、第3条のフルタイム会計年度任用職員給料表に掲げる職種の区分に応じた号給の範囲内において、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料の月額に100分の3を乗じて得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第8条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「定める額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「定める額」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第9条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額について準用する。この場合において、同条中「勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」と、「勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間等条例第9条に規定する年末年始の休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間等条例第11条に規定する休暇（組合休暇を除く。）」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた休暇」と、「第17条」とあるのは「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天理市条例第30号）第13条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第10条 給与条例第13条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第17条」とあるのは「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この条において「会計年度任用職員条例」という。）第13条」と、「支給する（育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前

5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。)とあるのは「支給する」と、同項第1号中「除く。第3項において同じ」とあるのは「除く」と、同条第2項中「勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた」とあるのは「あらかじめフルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第17条」とあるのは「会計年度任用職員条例第13条」と、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第1項」と、「第17条」とあるのは「会計年度任用職員条例第13条」と、同条第5項中「勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第17条」とあるのは「会計年度任用職員条例第13条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第11条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条中「勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律に規定する休日」と、「勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「正規の勤務時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第17条」とあるのは「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第17条」とあるのは、「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、同条中「第12条から第15条まで」とあるのは「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条から第12条まで」と、「勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律に規定する休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第14条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、同条第3項中「第13条から第15条まで」とあるのは、「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条から第12条まで」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第20条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定は、フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6月以上の者に限る。以下次条及び第17条において同じ。)の期末手当について準用する。この場合において、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは、「給料及び地域手当」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第16条 給与条例第20条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給について準用する。

第17条 給与条例第20条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについて準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当等)

第18条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当及び退職手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除)

第19条 給与条例第25条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額のときは400,000円、日額のときは20,000円、時間額のときは3,000円を超えない範囲内とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法等)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の報酬(特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬を含む。以下この条において同じ。)は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

2 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日から報酬を支給する。

3 パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの報酬を支給する。

4 月額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に前2項の規定により報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその計算期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第22条 月額又は日額により報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬)

第23条 パートタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間(以下「パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務報酬を支給する。

2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の合計が常勤職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは、「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務割増報酬)

第24条 パートタイム会計年度任用職員であって、国民の祝日に関する法律(以下「祝日法」という。)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)並びにこれらの日の代休日においてパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員(これらの日のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。)には、休日勤務割増報酬を支給する。

2 休日勤務割増報酬の額は、給与条例第14条の規定により支給される休日勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務割増報酬)

第25条 パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務割増報酬を支給する。

2 夜間勤務割増報酬の額は、給与条例第15条の規定により支給される夜間勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第1項の規定に基づき規則で定める額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)に支給する期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。

2 前項の期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、100分の130を乗じて得た額に、その者の在職期間の勤務実績に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給は、給与条例第20条から第20条の3までの規定により支給される期末手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務報酬)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第22条に規定する種類の勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を支給する。

2 特殊勤務報酬の支給は、給与条例第22条の規定により支給される特殊勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用の弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第11条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の出張に係る費用の弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行した場合には、給与条例別表第1の行政職給料表3級以下の職務の級にある職員の例により、出張に係る費用を弁償する。

(給与及び報酬等の端数計算)

第31条 給与条例第16条の規定は、第9条において準用する給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第10条において準用する給与条例第13条、第11条において準用する給与条例第14条及び第12条において準用する給与条例第15条の規定において勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額並びに第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬又は夜間勤務割増報酬の額の算出において生じた端数について準用する。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職に属する臨時の職員の給与及び旅費に関する条例の廃止)

2 特別職に属する臨時の職員の給与及び旅費に関する条例(平成2年3月天理市条例第2号)は、廃止する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条の規定による改正前の地方公務員法(以下「旧地方公務員法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び旧地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的任用職員として任用されていた者に係る令和元年12月2日以後施行日の前日までの引き続いた当該職員としての在職期間については、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間に通算するものとする。

(令和元年12月20日揭示済)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第31号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(平成2年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年9月天理市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「給料月額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員については、天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年12月天理市条例第30号)第20条で定める報酬の額)」を加える。

(天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 天理市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員」を加える。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第5条 天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（5）給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成9年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第8条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加える。

（天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第28号から第53号までを次のように改める。

28	社会教育委員	日額 8,800	教育長の旅費相当額
29	公民館運営審議会の委員	日額 8,800	同上
30	文化財保護審議会の委員	日額 8,800	同上
31	スポーツ推進委員	年額 34,000	行政職給料表6級の職員の旅費相当額
32	文化センター・市民会館運営審議会の委員	日額 8,800	副市長の旅費相当額
33	民生委員推薦会の委員	日額 8,800	予算に定める範囲内の額
34	障害支援区分判定審査会の委員	日額 11,000	副市長の旅費相当額
35	休日応急診療運営協議会の委員	日額 8,800	予算に定める範囲内の額
36	国民健康保険運営協議会の委員	日額 8,800	副市長の旅費相当額
37	介護認定審査会の委員	日額 11,000	同上
38	子ども・子育て会議の委員	日額 8,800	同上
39	環境審議会の委員	日額 8,800	同上
40	中小企業振興対策審議会の委員	日額 8,800	同上
41	都市計画審議会の委員	日額 8,800	同上
42	土地区画整理審議会の委員	日額 8,800	同上
43	土地区画整理評価員	日額 8,800	同上
44	ラブホテル建築規制審議会の委員	日額 8,800	予算に定める範囲内の額
45	空家等対策協議会の委員	日額 8,800	同上
46	国民保護協議会の委員	日額 8,800	同上
47	防災会議の委員	日額 8,800	同上
48	水道水源保護審議会の委員	日額 8,800	同上
49	上下水道事業経営審議会の委員	日額 8,800	同上
50	いじめ・問題行動等対策委員会の委員	日額 8,800 (天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成29年3月天理	同上

		市条例第14号) 第12条第3号に 規定する事務を 行う場合は、日 額11,000円)	
51	いじめ問題再調査委員会の委員	日額 11,000	同上
52	地方創生アドバイザー	日額 8,800	同上
53	その他非常勤の委員及び職員	日額8,800円を超えない 範囲内で、任命権者 が定める額。ただし、 任命権者が特に必要と 認めた場合は、月額又 は年額で定めることが できる。	同上

別表中第54号から第58号までを削り、同表備考第3項中「、第29号、第32号、第33号、第35号から第54号まで及び第58号」を「、第28号から第30号まで及び第32号から第53号まで」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給与等」を「、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当」に改め、同項各号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下次項において同じ。)の給与又は報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 天理市職員等の旅費に関する条例(昭和37年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

1 職別の欄中「行政職給料表」とは天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)別表第1に定める行政職給料表を、「教育職給料表」とは同条例別表第2に定める教育職給料表をいう。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員は、行政職給料表1級の職員とみなす。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員については、この限りでない。

第7条の次に次の2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもののその職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

附則第9項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名中「給与」を「給与等」に改める。

第1条中「給与」の次に「又は報酬及び費用弁償」を加える。

第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)及び同法」に改め、「占める職員(以下」の次に「これらを」を加える。

第18条の見出し中「臨時職員等」を「臨時職員」に改め、同条中「及び非常勤職員」を削り、同条の次に次の2条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬等)

第18条の2 パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員をいう。)については、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定めるところにより、報酬並びに特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第18条の3 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条の2、第12条の3及び第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第13条及び第15条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び退職手当は、管理者が別に定めるところにより支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第5条の規定による改正後の天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第10条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に新たに採用される者の退職に係る退職手当について適用し、施行日前に採用された者の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

4 新条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者の施行日の前日を含む月以前における勤務した期間は、職員としての引き続いた在職期間に加算しないものとする。

5 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

6 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(令和元年12月20日揭示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第32号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000

31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		

73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			

	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000
	2	161,500	177,900	295,600
	3	163,000	180,000	298,500
	4	164,500	182,200	300,900
	5	166,100	184,200	303,400
	6	168,000	186,400	305,700
	7	169,800	188,600	308,000
	8	171,600	190,800	310,400
	9	173,300	193,000	312,800
再任用職員	10	175,400	195,800	315,200
	11	177,400	198,500	317,900
以外の職員	12	179,400	201,200	320,800
	13	181,300	204,000	323,200
	14	183,500	205,700	325,100
	15	185,700	207,300	327,000
	16	187,900	209,000	329,100
	17	190,100	210,800	331,100
	18	192,700	212,400	333,300
	19	195,200	214,100	335,400
	20	197,700	215,700	337,400
	21	200,200	217,500	339,600

令和2年1月

天理市公報

	22	201,900	219,400	341,500
	23	203,600	221,300	343,700
	24	205,300	223,200	345,800
	25	206,800	224,700	347,500
	26	208,200	226,700	349,300
	27	209,800	228,700	351,200
	28	211,300	230,700	353,100
	29	213,000	232,500	354,900
	30	214,700	235,200	356,700
	31	216,400	237,900	358,400
	32	218,100	240,600	360,300
	33	219,400	243,200	361,600
	34	221,100	246,000	363,300
	35	222,800	248,600	364,800
	36	224,500	251,300	366,600
	37	225,900	253,800	368,500
	38	227,600	256,200	370,000
	39	229,300	258,700	371,300
	40	231,000	261,000	372,900
	41	232,600	263,600	374,000
	42	234,300	266,000	375,400
	43	235,900	268,200	376,800
	44	237,500	270,400	378,300
	45	239,200	272,500	379,700
	46	240,700	274,700	381,300
	47	242,000	276,900	382,900
	48	243,400	278,800	384,400
	49	244,600	281,100	385,800
	50	246,000	283,000	387,300
	51	247,400	284,900	388,800
	52	248,600	286,900	390,200
	53	249,700	288,600	391,400
	54	251,100	290,900	392,700
	55	252,300	293,200	393,800
	56	253,300	295,700	394,900
	57	254,500	297,700	396,300
	58	255,700	300,100	397,500
	59	256,800	302,300	398,700
	60	258,000	304,900	400,000
	61	259,400	307,200	401,200
	62	260,200	309,600	402,200
	63	261,400	311,900	403,600

	64	262,300	314,100	404,900
	65	263,300	316,300	406,100
	66	264,700	318,300	407,200
	67	265,800	320,300	408,400
	68	267,100	322,300	409,500
	69	268,700	324,200	410,500
	70	270,200	326,300	411,700
	71	271,500	328,400	412,900
	72	272,900	330,400	414,100
	73	273,900	332,500	414,700
	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	

令和2年1月

天理市公報

	105	301,600	378,100	
	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	
	109	302,700	381,700	
	110	302,900	382,700	
	111	303,200	383,700	
	112	303,500	384,700	
	113	303,700	385,300	
	114	303,900	386,200	
	115	304,100	387,100	
	116	304,400	388,000	
	117	304,700	388,800	
	118	305,000	389,500	
	119	305,300	390,300	
	120	305,600	391,100	
	121	305,800	391,700	
	122	306,000	392,500	
	123	306,200	393,200	
	124	306,500	393,900	
	125	306,800	394,500	
	126		395,200	
	127		395,700	
	128		396,300	
	129		397,000	
	130		397,600	
	131		398,100	
	132		398,600	
	133		398,900	
	134		399,200	
	135		399,500	
	136		399,800	
	137		400,100	
	138		400,400	
	139		400,700	
	140		401,000	
	141		401,300	
	142		401,600	
	143		401,900	
	144		402,200	
	145		402,400	

	146		402,700	
	147		403,000	
	148		403,200	
	149		403,400	
	150		403,700	
	151		404,000	
	152		404,200	
	153		404,400	
	154		404,700	
	155		405,000	
	156		405,200	
	157		405,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400

備考

1 この表は、こども園、幼稚園及び教育総合センターに勤務する園長、教頭、主任教諭、教諭及び養護教諭のうち市長が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「第3条改正後給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の任期付職員条例又は第3条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は第3条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

5 第4条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第10条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第4条改正後給与条例」という。）第10条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第4条改正後給与条例第10条の3第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第4条改正後給与条例第10条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

6 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(その他)

7 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和元年12月20日揭示済)

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第33号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年9月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)、第3条の規定による改正後の天理市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)及び第5条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正前の天理市特別職の職員の給与に関する条例及び第5条の規定による改正前の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

規 則

(令和元年12月20日揭示済)

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

天理市長 並 河 健

天理市規則第37号

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則(平成27年3月天理市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「100分の92.5」を「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の臨時職員給与規則」という。)の規定は、令和元年4月1日から適用する。
(給与の内払)

- 2 改正後の臨時職員給与規則の規定を適用する場合においては、この規則の規定による改正前の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の臨時職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(令和元年12月20日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

天理市長 並 河 健

天理市規則第38号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「100分の112.5以上100分の180以下」を「100分の117.5以上100分の185以下」に改め、同項第2号中「100分の94.5以上100分の112.5未満」を「100分の99.5以上100分の117.5未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、令和元年12月1日から適用する。

告 示

(令和元年12月6日揭示済)

天理市告示第352号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成31年4月1日から令和元年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

令和元年12月6日

天理市長 並 河 健

令和元年度上半期天理市水道事業報告書
(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ76戸(0.3%)増加の24,476戸となりましたが、給水人口は、579人(0.9%)減少の65,078人となりました。また、有収水量は、149,011㎥(3.7%)減少の3,864,422㎥となりました。

(建設改良)

建設改良工事としましては、小路町・平等坊町地内で配水管布設工事を行いました。また、合場町・西井戸堂町地内、石上町・岩屋町地内、田井庄町地内及び杉本町・平等坊町地内で配水管改良工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、給水収益は前年同期に比べ47,518,738円(5.0%)減少の901,005,996円となり、当期収入合計は前年同期に比べ44,598,070円(4.4%)減少の962,996,937円となりました。

一方費用は、修繕費、委託料等が増加したことにより、前年同期に比べ12,441,714円(1.6%)増加の780,802,216円となりました。この結果、上半期の損益収支は182,134,721円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第4号	平成30年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	令和元年6月13日
定例第2回	議案第33号	社会保険の安全財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	令和元年6月27日
定例第3回	議案第48号	職員の分限に関する条例等の一部改正について	令和元年9月20日
定例第3回	議案第53号	天理市水道事業給水条例の一部改正について	令和元年9月20日
定例第3回	超定案第7号	平成30年度天理市水道事業会計決算認定について	令和元年9月20日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
平成31年4月1日	平成31年度（平成30年度からの繰越分）水道施設等耐震化等補助金交付申請	奈良県知事	平成31年4月1日
平成31年4月1日	平成31年度水道施設等耐震化等補助金交付申請	奈良県知事	平成31年4月1日

(4) 職員に関する事項

令和元年9月30日現在（単位：人）

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	嘱託職員	臨時職員	計
職員数	10	14	2	1	1	28

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額1,000万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
（30年度繰越 配水管布設費） 小路町・平等坊町地内 道路改良工事及び附帯工事北大路線に伴う φ200mm配水管布設工事	19,884,960	
（30年度繰越 配水管改良工事費） 合場町・西井戸堂町地内 φ150mm配水管改良工事	50,953,320	
石上町・岩屋町地内 φ500～300mm配水管改良工事	68,355,360	
田井庄町地内 φ150～100mm配水管改良工事	44,547,840	
杉本町・平等坊町地内 φ150～75mm配水管改良工事	45,465,840	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	令和元年度	平成30年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	65,078	65,657	△ 579	△ 0.9
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	24,476	24,400	76	0.3
上 半 期 配 水 量 (㎡)	4,135,561	4,307,826	△ 172,265	△ 4.0
上 半 期 有 収 水 量 (㎡)	3,864,422	4,013,433	△ 149,011	△ 3.7
上半期有収水量率 (上半期有収水量/上半期配水量) (%)	93.4	93.2	0.2 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	令和元年度	平成30年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 収 益 (うち、繰越分)	962,996,937 1,829,650	1,007,595,007 0	△ 44,598,070 1,829,650	△ 4.4 —
営 業 収 益 (うち、繰越分)	906,144,461 1,829,650	949,075,814 0	△ 42,931,353 1,829,650	△ 4.5 —
営 業 外 収 益	56,849,746	57,074,189	△ 224,443	△ 0.4
特 別 利 益	2,730	1,445,004	△ 1,442,274	△ 99.8

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	令和元年度	平成30年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	780,862,216 1,591,000	768,420,502 0	12,441,714 1,591,000	1.6 —
営 業 費 用 (うち、繰越分)	749,713,302 1,591,000	731,726,387 0	17,986,915 1,591,000	2.5 —
営 業 外 費 用	30,965,844	36,562,985	△ 5,607,141	△ 15.3
特 別 損 失	193,070	131,130	61,940	47.2
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水 道 事 業 収 益 (うち、繰越分)	2,129,734,650 1,829,650	1,024,419,165 1,829,650	1,105,315,485 0
	営 業 収 益 (うち、繰越分)	2,012,637,650 1,829,650	967,531,175 1,829,650	1,045,106,475 0
	営 業 外 収 益	117,095,000	56,885,041	60,209,959
	特 別 利 益	2,000	2,949	△ 949
支 出	水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	1,940,081,280 1,718,280	811,859,034 1,718,280	1,128,222,246 0
	営 業 費 用 (うち、繰越分)	1,878,704,280 1,718,280	780,694,340 1,718,280	1,098,009,940 0
	営 業 外 費 用	60,077,000	30,956,177	29,120,823
	特 別 損 失	300,000	208,517	91,483
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	891,288,000 200,000,000	27,709,920 0	863,578,080 200,000,000
	企 業 債 (うち、繰越分)	400,000,000 200,000,000	0 0	400,000,000 200,000,000
	負 担 金	19,202,000	1,861,920	17,340,080
	分 担 金	32,098,000	19,359,000	12,739,000
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補 助 金	39,978,000	6,489,000	33,489,000
	投 資 償 還 金	400,000,000	0	400,000,000
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	2,370,072,560 693,440,560	399,684,246 230,071,320	1,970,388,314 463,369,240
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	1,682,651,560 693,440,560	257,526,588 230,071,320	1,425,124,972 463,369,240
	企 業 債 償 還 金	286,671,000	142,157,658	144,513,342
	投 資	400,000,000	0	400,000,000
	補助金返還金	750,000	0	750,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
2,050,631,601	0	142,157,658	1,908,473,943

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

令和元年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	901,005,996		
(2) 受託工事収益	4,278,650		
(3) その他営業収益	<u>859,815</u>	906,144,461	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	355,989,276		
(2) 配水及び給水費	59,652,320		
(3) 受託工事費	3,721,000		
(4) 総係費	61,795,103		
(5) 減価償却費	268,554,000		
(6) 資産減耗費	1,468		
(7) その他営業費用	<u>135</u>	<u>749,713,302</u>	
営業利益			156,431,159
3 営業外収益			
(1) 受取利息	757,664		
(2) 他会計補助金	1,450,000		
(3) 長期前受金戻入	53,959,000		
(4) 雑収益	<u>683,082</u>	56,849,746	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	30,951,677		
(2) 雑支出	<u>4,167</u>	<u>30,955,844</u>	<u>25,893,902</u>
経常利益			182,325,061
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>2,730</u>	2,730	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>193,070</u>	<u>193,070</u>	<u>△ 190,340</u>
当期純利益			182,134,721
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>182,134,721</u></u>

令和元年度 上半期天理市水道事業貸借対照表

(令和元年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		523,431,477	
ロ 建 物	1,398,560,954		
減価償却累計額	<u>△634,069,344</u>	764,491,610	
ハ 構 築 物	22,769,301,666		
減価償却累計額	<u>△12,080,703,894</u>	10,688,597,772	
ニ 機械及び装置	2,899,482,676		
減価償却累計額	<u>△2,568,307,892</u>	331,174,784	
ホ 車両及び運搬具	27,963,820		
減価償却累計額	<u>△25,426,221</u>	2,537,599	
ヘ 工具、器具及び備品	71,830,133		
減価償却累計額	<u>△48,799,557</u>	23,030,576	
ト 量 水 器	75,592,458		
減価償却累計額	<u>△37,256,213</u>	38,336,245	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>665,757,152</u>	
有形固定資産合計			13,037,357,215
(2) 投 資			
イ その他投資		<u>900,000,000</u>	
投資合計			<u>900,000,000</u>
固定資産合計			13,937,357,215
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2,163,410,155	
(2) 未 収 金	266,259,505		
貸倒引当金	<u>△10,516,244</u>	255,743,261	
(3) 貯 蔵 品		5,815,522	
(4) 前 払 金		7,624,120	
(5) その他流動資産		<u>49,986,349</u>	
流動資産合計			<u>2,482,579,407</u>
資産合計			<u>16,419,936,622</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債1,763,961,386

企業債合計

1,763,961,386

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

398,965,308

ロ 修繕引当金

243,508,246

引当金合計

642,463,554

固定負債合計

2,406,424,940

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債144,512,557

企業債合計

144,512,557

(2) 未 払 金

108,620,896

(3) 前 受 金

1,340,900

(4) その他流動負債

イ 預 り 金

93,482,631

ロ その他流動負債

62,994,148

その他流動負債合計

156,476,779

流動負債合計

410,951,132

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

2,873,160,888

(2) 収 益 化 費 計 画

△ 568,585,186

繰延収益合計

2,304,575,702

負債合計

5,121,951,774

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 資 本 金

イ 固有資本金

17,670,482

ロ 出 資 金

3,298,225,504

ハ 組入資本金

6,791,420,391

資本金合計

10,107,316,377

資本金合計

10,107,316,377

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

5,313,558

ロ 工 事 負 担 金

305,498,064

ハ 分 担 金

46,256,379

ニ 寄 附 金

487,031,965

資本剰余金合計

844,099,966

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

164,433,784

ロ 当 期 未 処 分 金

182,134,721

利益剰余金合計

346,568,505

剰余金合計

1,190,668,471

資 本 合 計

11,297,984,848

負債資本合計

16,419,936,622

令和元年度上半期天理市下水道事業報告書

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、前年同期に比べ107戸(0.5%)増加の21,440戸となりました。また、排水量は73,877㎥(1.8%)減少の4,003,724㎥となりました。

(建設改良)

川原城町外での長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事や市内各地において汚水側設置工事等を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、下水道使用料収入は前年同期に比べ6,660,080円(1.1%)減少の579,260,500円となりました。また、他会計補助金が18,121,000円(3.0%)減少したこと等により当期収入合計は、前年同期に比べ25,965,854円(1.9%)減少の1,375,475,291円となりました。

一方費用は、職員給与費、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ8,404,209円(0.7%)減少の1,121,408,636円となりました。この結果、上半期の損益収支は254,066,655円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、市民の生活環境向上に努める所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報 告 第 5 号	平成30年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	令和元年6月13日
定例第2回	議 案 第 33 号	社会保障の安全財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	令和元年6月27日
定例第3回	議 案 第 48 号	職員の分限に関する条例等の一部改正について	令和元年9月20日
定例第3回	認定案第8号	平成30年度天理市下水道事業会計決算認定について	令和元年9月20日

(3) 行政官庁認可事項

申 請 年 月 日	件 名	申 請 先	許 可 等 年 月 日
令和元年5月21日	令和元年度社会資本整備総合交付金交付申請	国土交通大臣	令和元年6月28日

(4) 職員に関する事項

令和元年9月30日現在（単位：人）

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	8	5	1	14

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	金 額 (円)	備考
(30年度繰越 公共下水道長寿命化整備費 管渠整備費) 川原城町外 長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事（その5）	121,849,920	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	令和元年度	平成30年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9月末排水戸数 (戸)	21,440	21,333	107	0.5
上半期排水量 (㎡)	4,003,724	4,077,601	△ 73,877	△ 1.8

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	令和元年度	平成30年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業収益	1,375,475,291	1,401,441,145	△ 25,965,854	△ 1.9
営業収益	592,444,000	599,257,480	△ 6,813,480	△ 1.1
営業外収益	783,031,291	802,183,665	△ 19,152,374	△ 2.4
特別利益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	令和元年度	平成30年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業費用	1,121,408,636	1,129,812,845	△ 8,404,209	△ 0.7
営業費用	951,828,417	941,733,018	10,095,399	1.1
営業外費用	169,513,379	188,016,517	△ 18,503,138	△ 9.8
特別損失	66,840	63,310	3,530	5.6
予備費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		子 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 収 益	2,916,032,000	1,415,075,276	1,500,956,724
	営 業 収 益	1,339,371,000	632,028,593	707,342,407
	営 業 外 収 益	1,576,660,000	783,046,683	793,613,317
	特 別 利 益	1,000	0	1,000
支 出	下 水 道 事 業 費 用	2,481,729,000	1,145,158,174	1,336,570,826
	営 業 費 用	2,118,015,000	975,572,939	1,142,442,061
	営 業 外 費 用	362,614,000	169,513,379	193,100,621
	特 別 損 失	100,000	71,856	28,144
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		子 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	551,825,348 58,457,348	162,974,198 5,457,348	388,851,150 53,000,000
	企 業 債	122,400,000	0	122,400,000
	負 担 金 (うち、繰越分)	6,679,348 5,457,348	6,810,798 5,457,348	△ 131,450 0
	補 助 金 (うち、繰越分)	410,758,000 53,000,000	155,537,500 0	255,220,500 53,000,000
	長期貸付金回収金	1,988,000	625,900	1,362,100
	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,907,456,572 138,510,572	866,461,343 130,782,492	1,040,995,229 7,728,080
	建 設 改 良 費 (うち、繰越分)	470,655,572 138,510,572	152,710,513 130,782,492	317,945,059 7,728,080
	長 期 貸 付 金	10,000,000	0	10,000,000
	企業債償還金	1,424,813,000	713,750,830	711,062,170
	その他資本的支出	1,988,000	0	1,988,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
15,160,454,230	0	713,750,830	14,446,703,400

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

令和元年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	579,260,500		
(2) 他会計負担金	13,153,500		
(3) 県補助金	0		
(4) その他営業収益	<u>30,000</u>	582,444,000	
2 営業費用			
(1) 管渠費	28,663,554		
(2) 農業集落排水施設維持費	7,499,285		
(3) 用水ポンプ場費	3,094,667		
(4) 流域下水道維持管理負担金	247,264,521		
(5) 業務費	19,190,020		
(6) 総係費	29,177,370		
(7) 減価償却費	616,939,000		
(8) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>951,828,417</u>	
営業損失			359,384,417
3 営業外収益			
(1) 受取利息	578,563		
(2) 他会計補助金	580,410,500		
(3) 県補助金	0		
(4) 長期前受金収入	201,630,000		
(5) 雑収益	<u>412,228</u>	783,031,291	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	<u>169,513,379</u>	<u>169,513,379</u>	<u>613,517,912</u>
経常利益			254,133,495
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>66,840</u>	<u>66,840</u>	<u>△66,840</u>
当期純利益			254,066,655
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u>254,066,655</u>

令和元年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表

(令和元年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		137,328,938	
ロ 建 物	190,958,037		
減価償却累計額	<u>△49,842,144</u>	141,115,893	
ハ 構築物	43,454,170,087		
減価償却累計額	<u>△10,098,672,479</u>	33,354,497,608	
ニ 機械及び装置	1,348,651,572		
減価償却累計額	<u>△633,766,060</u>	714,885,512	
ホ 車両及び運搬具	6,348,493		
減価償却累計額	<u>△3,319,713</u>	3,028,780	
ヘ 工具、器具及び備品	18,032,711		
減価償却累計額	<u>△7,670,833</u>	10,361,878	
ト 建設仮勘定		<u>243,959,309</u>	
有形固定資産合計			34,666,772,978

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権		176,102	
ロ 電 話 加入 権		260,000	
ハ 施設利用権		<u>1,698,529,101</u>	
無形固定資産合計			1,698,965,203

(3) 投 資

イ 長期貸付金		2,797,769	
ロ 基 金		<u>46,576,340</u>	
投資合計			<u>49,374,109</u>
固定資産合計			36,354,142,281

2 流 動 資 産

(1) 現金預金

1,564,548,719

(2) 未収金

239,282,743

貸倒引当金

△5,561,959

233,720,784

(3) 前払金

9,885,800

(4) その他流動資産

34,066,652

流動資産合計

1,841,821,555

資 産 合 計

38,195,963,836

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設費負担等の財源に
充てるための企業債13,735,641,474

企業債合計

13,735,641,474

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

29,876,623

引当金合計

29,876,623

固定負債合計

13,765,518,097

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設費負担等の財源に
充てるための企業債711,061,926

企業債合計

711,061,926

(2) 未 払 金

103,493,576

(3) 前 受 金

19,550,000

(4) その他流動負債

イ 預 り 金

509,273,648

ロ その他流動負債

39,599,985

その他流動負債合計

548,873,633

流動負債合計

1,382,979,136

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

13,893,119,547

(2) 長 期 前 受 金

収益転入計画

△ 2,255,409,122

繰延収益合計

11,637,710,425

負債合計

26,786,207,657

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 資 本 金

イ 固 有 資 本 金

3,113,682,326

ロ 出 資 金

2,327,506,943

ハ 組 入 資 本 金

5,441,689,070

資本金合計

10,882,878,339

資本金合計

10,882,878,339

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

1,380,787

ロ 国庫補助金

167,433,365

ハ 県補助金

18,024,551

資本剰余金合計

186,838,703

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

85,942,482

ロ 当 期 未 処 分

254,066,655

利益剰余金合計

340,009,137

剰余金合計

526,847,840

資 本 合 計

11,409,726,179

負債資本合計

38,196,933,836

(令和元年12月6日揭示済)

天理市告示第305号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
令和元年12月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和元年12月6日から令和2年2月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,080円
 - イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年12月9日揭示済)

天理市告示第306号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月9日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年12月10日揭示済)

天理市告示第307号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月10日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年12月13日揭示済)

天理市告示第308号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月13日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年12月16日揭示済)

天理市告示第309号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月16日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年12月18日揭示済)

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月18日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

令和元年12月18日

3 移動対象区域

天理市西長柄町692番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

令和元年12月18日から令和2年2月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,080円

イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年12月18日揭示済)

天理市告示第311号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年12月19日揭示済)

天理市告示第312号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

令和2年1月

天理市公報

(令和元年12月20日揭示済)

天理市告示第313号

令和元年12月20日付で専決のあった令和元年度天理市一般会計補正予算（第3号）の要領は、次のとおりである。

令和元年12月20日

天理市長 並 河 健

令和元年度天理市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310,840千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,794,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		千円 101,368	千円 9,839	千円 111,207
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	52,534	9,839	62,373
15 国庫支出金		3,692,362	96,529	3,788,891
	1 国庫負担金	3,189,482	71,473	3,260,955
	2 国庫補助金	485,076	24,894	509,970
	3 委託金	17,804	162	17,966
16 県支出金		1,991,514	24,641	2,016,155
	1 県負担金	1,254,602	4,517	1,259,119
	2 県補助金	576,233	20,124	596,357

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		千円 650,000	千円 14,000	千円 664,000
	1 寄附金	650,000	14,000	664,000
20 繰越金		204,525	153,461	357,986
	1 繰越金	204,525	153,461	357,986
21 諸収入		433,746	11,170	444,916
	5 雑入	268,988	11,170	280,158
22 市債		1,202,080	1,200	1,203,280
	1 市債	1,202,080	1,200	1,203,280
歳入合計		24,483,478	310,840	24,794,318

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 259,075	千円 821	千円 259,896
	1 議会費	259,075	821	259,896
2 総務費		2,921,388	83,593	3,004,981
	1 総務管理費	2,266,389	85,302	2,351,691
	2 徴税費	319,096	824	319,920
	3 戸籍住民基本台帳費	170,960	△1,590	169,370
	4 選挙費	127,654	△682	126,972
	5 統計調査費	12,408	58	12,466
	6 監査委員費	24,881	△319	24,562
3 民生費		10,468,785	191,123	10,659,908

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	4,821,813	114,305	4,936,118
	2 児童福祉費	4,459,891	7,340	4,467,231
	3 生活保護費	1,186,630	69,478	1,256,108
4 衛生費		1,585,828	14,886	1,600,714
	1 保健衛生費	551,427	14,415	565,842
	2 清掃費	1,034,401	471	1,034,872
5 労働費		59,605	111	59,716
	1 労働諸費	59,605	111	59,716
6 農林費		439,157	△5,823	433,334
	1 農業費	403,395	△5,932	397,463
	2 林業費	35,762	109	35,871

7 商工費		299,808	△3,473	296,335
	1 商工費	299,808	△3,473	296,335
8 土木費		2,613,860	371	2,614,231
	1 土木管理費	121,263	1,905	123,168
	2 道路橋りょう費	221,489	△58	221,431
	4 都市計画費	1,905,196	324	1,905,520
	5 住宅費	102,195	△1,800	100,395
10 教育費		2,222,509	27,984	2,250,493
	1 教育総務費	380,677	1,283	381,960
	2 小学校費	523,063	462	523,525
	3 中学校費	373,513	281	373,794
	4 幼稚園費	605,035	24,328	629,363

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	千円 340,221	千円 1,630	千円 341,851
11 災害復旧費		4,552	1,247	5,799
	4 清掃施設災害復旧費	0	1,247	1,247
歳 出 合 計		24,483,478	310,840	24,794,318

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
東京オリンピック聖火リレー負担金事業	令和2年度	千円 2,294
地域福祉計画等策定事業	令和2年度	千円 5,000
北中学校整備事業	令和2年度から令和4年度まで	千円 365,200
南中学校整備事業	令和2年度から令和3年度まで	千円 300,664

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
天理駅前地下自転車等駐車場管理事業	令和2年度から令和5年度まで	千円 180,000	令和2年度	千円 50,000
天理駅前広場管理事業	令和2年度から令和5年度まで	千円 104,756	令和2年度	千円 26,189

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 800	証書借入れ 又は証券発行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。	千円 2,000	補正前に同じ		

令和元年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,521千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,109,021千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（改元に伴う元号の取扱い）

第2条 平成31年度予算全体における元号の表示について、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日以降は、当該年度全体を通じて「令和」に統一するものとする。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 1	千円 1,430	千円 1,431
	1 国庫補助金	1	1,430	1,431
7 繰入金		659,583	75,091	734,674
	1 他会計繰入金	659,583	75,091	734,674
歳 入 合 計		6,032,500	76,521	6,109,021

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		千円 179,410	千円 △807	千円 178,603
	1 総務管理費	156,429	△807	155,622
3 国民健康保険事業費納付金		1,645,666	77,328	1,722,994
	1 医療給付費分	1,105,806	76,342	1,182,148
	2 後期高齢者支援金等分	381,771	835	382,606
	3 介護納付金分	158,089	151	158,240
歳 出 合 計		6,032,500	76,521	6,109,021

令和元年度天理市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,654,043千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 1,313,185	千円 9,907	千円 1,323,092
	1 国庫負担金	920,159	9,728	929,887
	2 国庫補助金	393,026	179	393,205
5 支払基金交付金		1,453,308	14,000	1,467,308
	1 支払基金交付金	1,453,308	14,000	1,467,308
6 県支出金		775,713	6,981	782,694
	1 県負担金	729,538	6,892	736,430
	2 県補助金	46,175	89	46,264
8 繰入金		802,862	21,003	823,865

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 他会計繰入金	千円 796,505	千円 6,515	千円 803,020
	2 基金繰入金	6,357	14,488	20,845
10 諸収入		604	189	793
	3 雑入	601	189	790
歳入合計		5,601,963	52,080	5,654,043

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 5,076,168	千円 51,140	千円 5,127,308
	1 介護サービス等諸費	4,652,208	10,000	4,662,208
	2 介護予防サービス等諸費	104,172	23,900	128,072
	4 高額介護サービス等費	120,000	17,240	137,240
4 地域支援事業費		331,827	908	332,735
	2 一般介護予防事業費	11,760	908	12,668
6 諸支出金		46,266	32	46,298
	1 償還金及び還付加算金	12,514	32	12,546
歳出合計		5,601,963	52,080	5,654,043

(令和元年12月20日揭示済)

天理市告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和元年12月20日

天理市長 並 河 健

記

名 称	白河自治会
規約に定める目的	・ 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・ 美化・清掃等区域内の環境の整備 ・ 集会施設の維持管理 ・ 校区自治会活動への参加に関すること ・ 町内菅原神社に関すること
区 域	天理市嘉幡町1番地から4番地、5番地1から15番地1、18番地1から22番地2、24番地、25番地1、27番地から38番地、39番地1から39番地2、40番地から41番地、43番地1から45番地1、49番地から62番地1、63番地1から64番地、65番地1から70番地、71番地2から84番地1、90番地1から90番地5、93番地1から93番地2、96番地1から101番地、102番地1から102番地11、105番地2から105番地4、106番地1から108番地1、110番地から111番地1、112番地1から117番地5、118番地1から127番地2、288番地1、340番地1から342番地3、351番地1から358番地7、360番地4、362番地4、364番地4から365番地4、367番地、370番地1から373番地、375番地、382番地2、383番地1、384番地、386番地、388番地から391番地、400番地、401番地、407番地から409番地1、549番地1、552番地、556番地、558番地から559番地、563番地から564番地、566番地から568番地、570番地から571番地、573番地8から575番地2、701番地1、702番地、709番地から712番地、715番地、天理市稲葉町254番地、255番地、319番地、321番地1から324番地、326番地1から327番地1、327番地2、333番地から335番地、367番地、368番地1、373番地から374番地、378番地、380番地、381番地1、398番地、400番地、405番地2、405番地3、421番地1から426番地、495番地の区域とする。
主たる事務所	天理市嘉幡町712番地
代表者の氏名及び住所	西川 亮一 天理市嘉幡町372番地
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・ 地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	令和元年12月20日

(令和元年12月23日揭示済)

天理市告示第315号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月23日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年12月24日揭示済)

天理市告示第316号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から公布の申出があればいつでも交付する。

令和元年12月24日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和元年12月25日揭示済)

天理市告示第317号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月25日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年12月27日揭示済)

天理市告示第318号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年12月27日揭示済)

天理市告示第319号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年12月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

公 告

(令和元年12月19日揭示済)

天理市公告第50号

天理市観光物産センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

令和元年12月19日

天理市長 並 河 健

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称 天理市観光物産センター

位置 天理市川原城町816番地

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

名称 一般社団法人 まほら座

代表者 理事長 伊藤 良次

主たる事務所の所在地 天理市川原城町287番地 株式会社大和軒内

3 指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日

（令和元年12月31日揭示済）

天理市公告第51号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和元年12月31日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

農業委員会

（令和元年12月27日揭示済）

天農委告示第13号

令和2年1月8日午後4時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

令和元年12月27日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

記

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 農地法第5条に関する申請について

議案第3号 農用地利用配分計画について

議案第4号 天理市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議案第5号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

② 農地法第3条許可の取消願いについて

公営企業

（令和元年12月6日揭示済）

天理市上下水道局公告第37号

平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和元年12月6日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第5処理分区	前栽町の一部

(令和元年12月20日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 8 号

天理市上下水道局職員就業規則（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月20日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第28条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 管理者は、第 1 項の規定により年次有給休暇の日数が10日以上となる職員に対し、前項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇を付与した日から 1 年以内に、当該職員の有する年次有給休暇の日数のうち 5 日（職員自ら年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を減じた日数）について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して与えなければならない。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(令和元年12月20日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 9 号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月20日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

題名中「給与」を「給与等」に改める。

本則中「上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例」に改め、「天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号）」の次に、「天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天理市条例第30号）」を加える。

別表を次のように改める。

別表

企業職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900	408, 100
	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400	365, 500	410, 500
	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900	413, 000
	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500	415, 400
	5	150, 600	202, 400	237, 600	271, 600	297, 900	328, 100	372, 400	417, 300
	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300, 000	330, 100	374, 900	419, 600
	7	152, 800	206, 000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200	421, 700

	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000

31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49		264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	

54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	

	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						

	101	297, 100	345, 100						
	102	297, 400	345, 500						
	103	297, 800	345, 900						
	104	298, 100	346, 300						
	105	298, 300	346, 800						
	106	298, 600	347, 200						
	107	299, 000	347, 600						
	108	299, 300	348, 000						
	109	299, 500	348, 500						
	110	299, 900	348, 900						
	111	300, 300	349, 200						
	112	300, 600	349, 500						
	113	300, 800	350, 000						
	114	301, 000							
	115	301, 300							
	116	301, 700							
	117	301, 900							
	118	302, 100							
	119	302, 400							
	120	302, 700							
	121	303, 100							
	122	303, 300							
	123	303, 600							

	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等及び旅費に関する規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年12月20日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第8号

天理市上下水道局職員就業規則（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月20日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第28条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 管理者は、第1項の規定により年次有給休暇の日数が10日以上となる職員に対し、前項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇を付与した日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇の日数のうち5日（職員自ら年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を減じた日数）について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して与えなければならない。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

(令和元年12月25日揭示済)

天理市上下水道局公告第38号

平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和元年12月25日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第9処理分区	丹波市町の一部